

2020年10月23日

各 位

埼玉県行田市藤原町一丁目14番地1
株式会社ショーワ
代表取締役社長 杉山 伸幸

株式売渡請求の承認に関する公告

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に定める特別支配株主である本田技研工業株式会社（以下「本田技研工業」といいます。）から、2020年10月23日付で、同法第179条の3第1項の規定に基づき、当社の株主の全員（ただし、当社及び本田技研工業を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社の株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全部を本田技研工業に売り渡すことの請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）を行うことを決定した旨の通知を受領し、同日開催の当社取締役会において、本株式売渡請求を承認することを決議いたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。）第161条第2項及び会社法第179条の4第1項の規定により、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別支配株主の名称及び住所
名称： 本田技研工業株式会社
住所： 東京都港区南青山二丁目1番1号
2. 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称
該当事項はありません。
3. 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額又はその算定方法及びその割当てに関する事項
本田技研工業は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その所有する本売渡株式1株につき2,300円の割合をもって金銭を割当交付いたします。
4. 新株予約権売渡請求に関する事項
該当事項はありません。

5. 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）

2020年11月13日

6. その他の本株式売渡請求に係る取引条件

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。

但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付について本田技研工業が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）本売渡株主に対して本売渡対価を支払うものとします。

以 上